

第 34 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、別紙の東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約により協議を行う。

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 35 号議案

美富士橋外 1 橋耐震補強等工事 (鋼床版製作・運搬・橋面復旧等) 請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

美富士橋外 1 橋耐震補強等工事 (鋼床版製作・運搬・橋面復旧等) 請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

1 契約の目的 美富士橋耐震補強等工事及び東原橋耐震補強等工事

主桁塗替え工

床版工 (伸縮装置工、地覆設置工、舗装工)

取付道路改修工

鋼床版製作・運搬・調査工

2 契約の方法 隨意契約による契約

3 契約金額 金 4 億 5,089 万円

4 契約の相手方 台東区台東三丁目 28 番 8 号

名工建設株式会社 東京支店

支店長 村瀬義隆

5 工期 契約有効の日から令和 14 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 36 号議案

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当初金額 金 30 億 9,100 万円

第 1 回変更後金額 金 31 億 1,524 万 4,000 円

第 2 回変更後金額 金 31 億 1,290 万 1,000 円

第 3 回変更後金額 金 31 億 6,231 万 3,000 円

今回変更後金額 金 33 億 403 万 7,000 円

(提案理由)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第37号議案

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約
の変更について

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約
の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当初金額 金3億8,500万円

第1回変更後金額 金3億9,141万3,000円

今回変更後金額 金4億2,362万1,000円

(提案理由)

令和5年第3回区議会定例会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第6項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第38号議案

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約
の変更について

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約
の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当初金額 金4億1,250万円

第1回変更後金額 金4億1,771万4,000円

今回変更後金額 金4億4,948万2,000円

(提案理由)

令和5年第3回区議会定例会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第6項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 39 号議案

特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

特別区道路線の認定について

下記のとおり特別区道路線を認定する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 路 線 名 | 大田区道 7-186 号線 |
| 2 起 点 終 点 | 大田区大森北一丁目 2428 番 2 の地先から 大田区山王二丁目 2365 番 5 の地先まで |
| 3 重要な経過地 | なし |
| 4 延 長 | 111.75 メートル |
| 5 幅 員 | 最小 4.12 メートル 最大 21.90 メートル |

(提案理由)

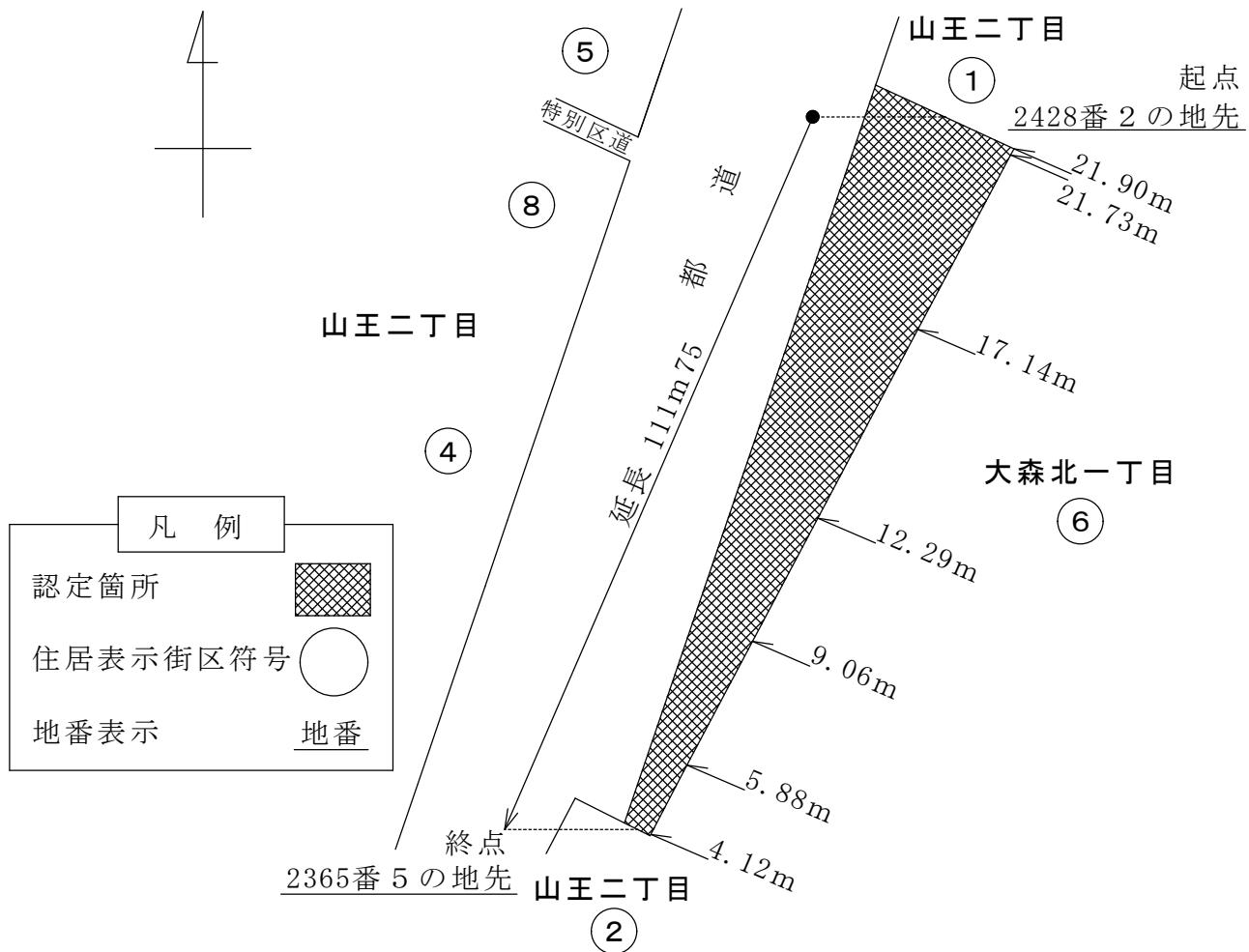
上記路線を特別区道として認定するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、この案を提出する。

案 内 図

所在 大森北一丁目2428番2の地先から山王二丁目2365番5の地先まで
 (住居表示 大森北一丁目6番から山王二丁目2番まで)



特別区道路線の認定略図



第 40 号議案

大田区立本羽田第二児童公園の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立本羽田第二児童公園の廃止について

下記のとおり公園を廃止する。

記

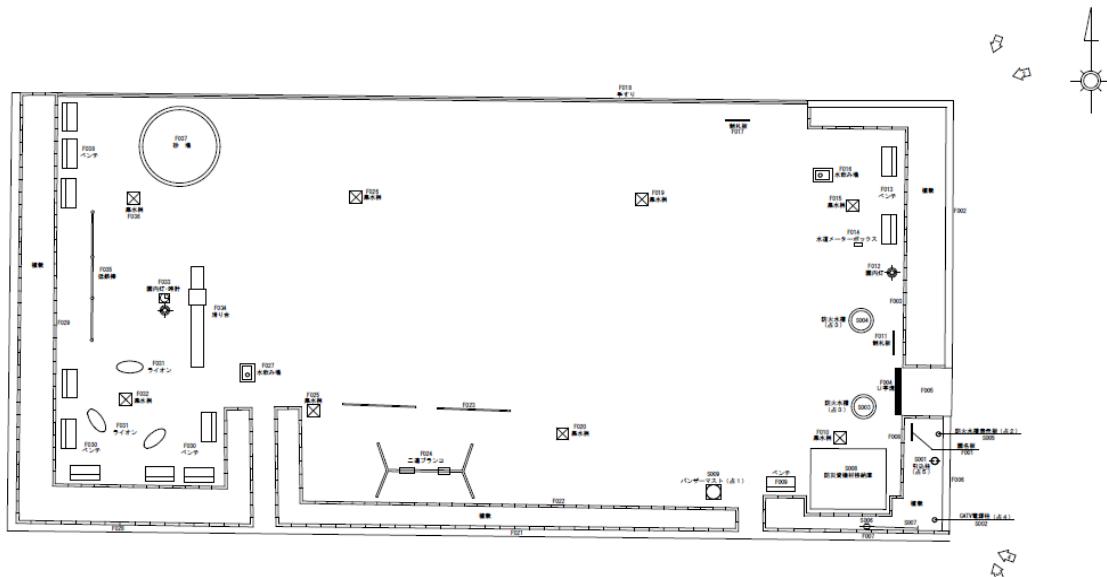
- | | |
|----------|--------------------|
| 1 廃止する公園 | 大田区立本羽田第二児童公園 |
| 2 所 在 | 大田区本羽田二丁目 8 番 12 号 |
| 3 面 積 | 761.25 平方メートル |
| 4 廃止の期日 | 令和 8 年 8 月 31 日 |

(提案理由)

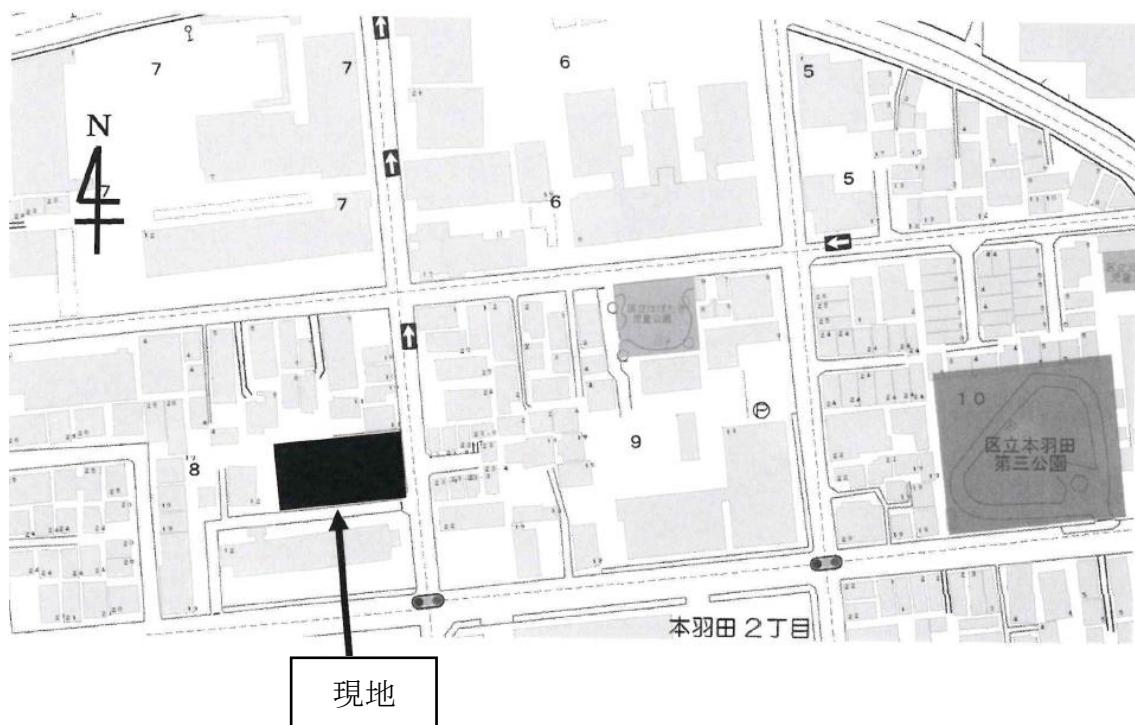
都営住宅の建て替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立本羽田第二児童公園を廃止するため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 5 条の規定に基づき、この案を提出する。

大田区立本羽田第二児童公園平面図

大田区本羽田二丁目 8 番 12 号



案 内 図



第 41 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

区の義務に属する損害賠償の額の決定について
区道上における車両及び建物損傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を
決定する。

記

1 事故の概要

令和 4 年 11 月 13 日午後 6 時 13 分頃、相手方甲の車両が田園調布二丁目 18 番先の区道を走行中、当該区道上に張り出していた街路樹に衝突し、当該車両が損傷した。また、この事故に伴い、当該街路樹が倒れ、相手方乙の住宅の門柱に衝突し、当該門柱が損傷した。

2 賠償金額

金 295 万 1,083 円

内訳 甲に対して 金 267 万 4,830 円

乙に対して 金 27 万 6,253 円

(提案理由)

区道上における車両及び建物損傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるの
で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、
この案を提出する。